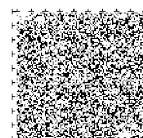


# 障がい者福祉サービスのご案内



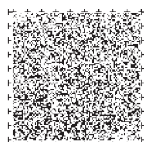
佐 賀 市



# 目次

★がついている項目は、佐賀市障がい福祉課で申請いただけます。

<b>1. 相談窓口</b> .....	1	○青い鳥郵便はがきの無償配布 .....	20
<b>2. 介護保険と障がい者福祉制度</b> .....	6	★NHK放送受信料の免除 .....	21
<b>3. 障害者手帳</b>		○NTT西日本ふれあい案内(無料番号案内) .....	22
★身体障害者手帳 .....	8	○携帯電話の使用料等の割引 .....	22
★療育手帳 .....	8	○有線テレビ加入分担金・月額料金の減免 .....	23
★精神障害者保健福祉手帳 .....	9	<b>6. 年金・手当等</b>	
<b>4. 税の軽減</b>		○障害年金 .....	24
○所得税・市県民税の控除 .....	10	★障害児福祉手当・特別障害者手当 .....	25
○贈与税の非課税 .....	10	○障害児福祉手当	
○相続税の控除 .....	11	特別障害者手当認定基準表 .....	26
○個人事業税の軽減 .....	11	★特別児童扶養手当 .....	28
○不動産取得税の減免 .....	11	★心身障害児(者)扶養共済制度 .....	28
○入湯税の課税免除 .....	11	<b>7. 医療の給付等</b>	
○自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)・環境性能割の減免 .....	12	★重度心身障害者医療費助成 .....	30
<b>5. 運賃・料金の割引 サービス</b>		○特定医療費(指定難病)医療費助成制度 .....	31
○JR運賃の割引 .....	16	○小児慢性特定疾病医療費助成制度 .....	31
○バス運賃の割引 .....	17	○後期高齢者医療 .....	32
○交通系ICカード(nimoca) .....	18	★自立支援医療 .....	33
○タクシー運賃の割引 .....	18	<b>8. 日常生活の援助</b>	
○航空運賃の割引 .....	19	★補装具費の支給 .....	35
★有料道路通行料金の割引 .....	19	★日常生活用具の給付 .....	36
		★小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の給付 .....	45
		★難聴児補聴器購入費助成事業 .....	45
		○図書等の宅配郵送サービス .....	46
		○対面朗読サービス .....	46
		○寝具洗濯乾燥消毒サービス .....	47



○緊急通報システム	47
○福祉サービス利用援助事業	48
○成年後見制度	48
★成年後見制度利用支援事業	49
★手話通訳者の派遣	49
★要約筆記者の派遣	49
○声・点字の広報	49
★盲導犬の飼育助成	50
○郵便等による不在者投票	50
○教育・保育施設保育料の軽減	51
★福祉タクシー利用助成	51
○福祉有償運送	52
○佐賀市社協移送サービス事業	53
★ヘルプマークとヘルプカード	53

## 9. 障がい福祉サービス

★自立支援給付	54
---------	----

## 10. 自動車

★自動車運転教習費の助成	59
★自動車改造費助成	59
○公安委員会が交付する 駐車禁止除外指定車標章	59
★佐賀県パーキング・パーミット (身障者用駐車場利用証)制度	61

## 11. 住 宅

○市営住宅のあき家入居者 募集時の優先的な取扱い	63
-----------------------------	----

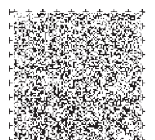
## 12. 生活福祉資金及び臨時 特例つなぎ資金の貸付

## 13. 災害時に備えて

○避難行動要支援者の支援制度	65
○災害時緊急情報配信サービス「さがん電話・さがんFAX」	67
○NET(ネット)119緊急通報システムをご利用しませんか?	68

## 14. 参考資料

○身体障害者障害程度等級表	69
○所得制限限度額表	69
○自立支援医療における負担上限月額	70
○歯科医院一覧表	71
○精神科医療機関一覧表	72
○関係団体	73

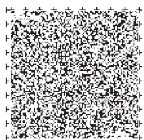


◎視覚障がい程度別該当事業一覧表

施策の種類	1級	2級	3級	4級	5級	6級	ページ
所得税・市県民税の控除	○	○	○	○	○	○	10
贈与税の非課税	○	○					10
相続税の控除	○	○	○	○	○	○	11
個人事業税の非課税	○	○	△				11
不動産取得税の減免	△	△	△	△	△	△	11
自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)・環境性能割の減免	△	△	△	△			12
JR運賃の割引	○	○	○	○	○	○	16
バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	17
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	18
航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	19
有料道路通行料の割引 ★	○	○	○	○	○	○	19
青い鳥郵便はがき	○	○					20
NHK放送受信料の免除 ★	△	△	△	△	△	△	21
NTT西日本ふれあい案内(無料番号案内)	○	○	○	○	○	○	22
携帯電話の使用料等の割引	○	○	○	○	○	○	22
有線テレビ加入分担金・月額料金の減免	△	△	△	△	△	△	23
障害基礎年金	△	△	△	△	△	△	24
障害厚生年金	△	△	△	△	△	△	24
障害児福祉手当 ★	△	△					25
特別障害者手当 ★	△	△					25
特別児童扶養手当 ★	△	△	△				28
心身障害児(者)扶養共済 ★	○	○	○				28
重度心身障害者医療費助成 ★	○	○	△				30
後期高齢者医療	○	○	○				32
自立支援医療(更生医療) ★	△	△	△	△	△	△	33
自立支援医療(育成医療) ★	△	△	△	△	△	△	33
補装具費の支給 ★	○	○	○	○	○	○	35
日常生活用具の給付 ★	○	○	○	○	○	○	36
図書等の宅配郵送サービス	△	△	△	△	△	△	46
対面朗読サービス	○	○	○	○	○	○	46
寝具洗濯乾燥消毒サービス	△	△					47
緊急通報システム設置	△	△					47
声・点字の広報	△	△	△	△	△	△	49
盲導犬飼育費の助成 ★	○	○	○	○	○	○	50
福祉タクシー利用助成 ★	△	△					51
障がい福祉サービス ★	△	△	△	△	△	△	54
自動車運転教習費の助成 ★	○	○	○	○	○	○	59
駐車禁止除外指定車標章	○	○	○	△			59
パーキング・パーミット ★	○	○	○	○			61
生活福祉資金の貸付	○	○	○	○	○	○	64
避難行動要支援者の支援制度	○	○	○				65

〈表の見方〉★が書かれている施策は、佐賀市障がい福祉課で申請いただけます。

○印が書かれている場合は当該施策の対象となり、△印が書かれている場合は一部の方のみ対象となります。



◎聴覚・平衡機能障がい程度別該当事業一覧表

施策の種類	2級	3級	4級	5級	6級	ページ
所得税・市県民税の控除	○	○	○	○	○	10
贈与税の非課税	○					10
相続税の控除	○	○	○	○	○	11
不動産取得税の減免	△	△	△	△	△	11
自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)・環境性能割の減免	△	△				12
JR運賃の割引	○	○	○	○	○	16
バス運賃の割引	○	○	○	○	○	17
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	18
航空運賃の割引	○	○	○	○	○	19
有料道路通行料の割引 ★	○	○	○	○	○	19
青い鳥郵便はがき	○					20
NHK放送受信料の免除 ★	△	△	△	△	△	21
NTT西日本ふれあい案内(無料番号案内)	○	○	○		○	22
携帯電話の使用料等の割引	○	○	○	○	○	22
有線テレビ加入分担金・月額料金の減免	△	△	△	△	△	23
障害基礎年金	△	△	△	△	△	24
障害厚生年金	△	△	△	△	△	24
障害児福祉手当 ★	△					25
特別障害者手当 ★	△					25
特別児童扶養手当 ★	△	△				28
心身障害児(者)扶養共済 ★	○	○				28
重度心身障害者医療費助成 ★	○	△				30
後期高齢者医療	○	○				32
自立支援医療(更生医療) ★	△	△	△	△	△	33
自立支援医療(育成医療) ★	△	△	△	△	△	33
補装具費の支給 ★	○	○	○	○	○	35
日常生活用具の給付 ★	○	○	○	○	○	36
図書等の宅配郵送サービス	△	△	△	△	△	46
寝具洗濯乾燥消毒サービス	△					47
手話通訳者の派遣 ★	○	○	○	○	○	49
要約筆記者の派遣 ★	○	○	○	○	○	49
障がい福祉サービス ★	△	△	△	△	△	54
自動車運転教習費の助成 ★	○	○	○	○	○	59
駐車禁止除外指定車標章	△	△				59
パーキング・パーミット(聴覚は対象外) ★	○	○	○	○		61
生活福祉資金の貸付	○	○	○	○	○	64
避難行動要支援者の支援制度	○	○				65

〈表の見方〉★が書かれている施策は、佐賀市障がい福祉課で申請いただけます。

○印が書かれている場合は当該施策の対象となり、△印が書かれている場合は一部の方のみ対象となります。

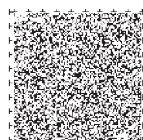


◎音声・言語、そしゃく機能障がい程度別該当事業一覧表

施策の種類	3級	4級	ページ
所得税・市県民税の控除	○	○	10
相続税の控除	○	○	11
不動産取得税の減免	△	△	11
自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)・環境性能割の減免	△		12
JR運賃の割引	○	○	16
バス運賃の割引	○	○	17
タクシー運賃の割引	○	○	18
航空運賃の割引	○	○	19
有料道路通行料の割引 ★	○	○	19
NHK放送受信料の免除 ★	△	△	21
NTT西日本ふれあい案内(無料番号案内)	○	○	22
携帯電話の使用料等の割引	○	○	22
有線テレビ加入分担金・月額料金の減免	△	△	23
障害基礎年金	△	△	24
障害厚生年金	△	△	24
特別児童扶養手当 ★	△		28
心身障害児(者)扶養共済 ★	○		28
重度心身障害者医療費助成 ★	△		30
後期高齢者医療	○	△	32
自立支援医療(更生医療) ★	△	△	33
自立支援医療(育成医療) ★	△	△	33
補装具費の支給 ★	○	○	35
日常生活用具の給付 ★	○	○	36
図書等の宅配郵送サービス	○	○	46
手話通訳者の派遣 ★	○	○	49
要約筆記者の派遣 ★	○	○	49
障がい福祉サービス ★	△	△	54
自動車運転教習費の助成 ★	○	○	59
生活福祉資金の貸付	○	○	64

<表の見方>★が書かれている施策は、佐賀市障がい福祉課で申請いただけます。

○印が書かれている場合は当該施策の対象となり、△印が書かれている場合は一部の方のみ対象となります。

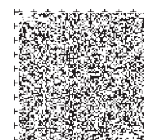


◎肢体不自由程度別該当事業一覧表

施策の種類	1級	2級	3級	4級	5級	6級	ページ
所得税・市県民税の控除	○	○	○	○	○	○	10
贈与税の非課税	○	○					10
相続税の控除	○	○	○	○	○	○	11
不動産取得税の減免	△	△	△	△	△	△	11
自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)・環境性能割の減免	△	△	△	△	△	△	12
JR運賃の割引	○	○	○	○	○	○	16
バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	17
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	18
航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	19
有料道路通行料の割引 ★	○	○	○	○	○	○	19
青い鳥郵便はがき	○	○					20
NHK放送受信料の免除 ★	△	△	△	△	△	△	21
NTT西日本ふれあい案内(無料番号案内)	△	△					22
携帯電話の使用料等の割引	○	○	○	○	○	○	22
有線テレビ加入分担金・月額料金の減免	△	△	△	△	△	△	23
障害基礎年金	△	△	△	△	△	△	24
障害厚生年金	△	△	△	△	△	△	24
障害児福祉手当 ★	△	△					25
特別障害者手当 ★	△	△					25
特別児童扶養手当 ★	△	△	△				28
心身障害児(者)扶養共済 ★	○	○	○				28
重度心身障害者医療費助成 ★	○	○	△				30
後期高齢者医療	○	○	○	△			32
自立支援医療(更生医療) ★	△	△	△	△	△	△	33
自立支援医療(育成医療) ★	△	△	△	△	△	△	33
補装具費の支給 ★	○	○	○	○	○	○	35
日常生活用具の給付 ★	○	○	○	○	○	○	36
図書等の宅配郵送サービス	△	△	△	△	△	△	46
寝具洗濯乾燥消毒サービス	△	△					47
緊急通報システム設置	△	△					47
福祉タクシー利用助成 ★	△	△					51
障がい福祉サービス ★	△	△	△	△	△	△	54
自動車運転教習費の助成 ★	○	○	○	○	○	○	59
自動車改造費助成 ★	○	○	○	○	○	○	59
駐車禁止除外指定車標章	△	△	△	△			59
パーキング・パーミット ★	○	○	△	△	△	△	61
生活福祉資金の貸付	○	○	○	○	○	○	64
避難行動要支援者の支援制度	△	△	△				65

〈表の見方〉★が書かれている施策は、佐賀市障がい福祉課で申請いただけます。

○印が書かれている場合は当該施策の対象となり、△印が書かれている場合は一部の方のみ対象となります。

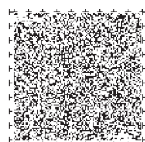


## ◎内部障がい程度別該当事業一覧表

施策の種類	1級	2級	3級	4級	ページ
所得税・市県民税の控除	○	○	○	○	10
贈与税の非課税	○	○			10
相続税の控除	○	○	○	○	11
不動産取得税の減免	△	△	△	△	11
自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)・環境性能割の減免	△	△	△	△	12
JR運賃の割引	○	○	○	○	16
バス運賃の割引	○	○	○	○	17
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	18
航空運賃の割引	○	○	○	○	19
有料道路通行料の割引 ★	○	○	○	○	19
青い鳥郵便はがき	○	○			20
NHK放送受信料の免除 ★	△	△	△	△	21
携帯電話の使用料等の割引	○	○	○	○	22
有線テレビ加入分担金・月額料金の減免	△	△	△	△	23
障害基礎年金	△	△	△	△	24
障害厚生年金	△	△	△	△	24
障害児福祉手当 ★	△	△			25
特別障害者手当 ★	△	△			25
特別児童扶養手当 ★	△	△	△		28
心身障害児(者)扶養共済 ★	○	○	○		28
重度心身障害者医療費助成 ★	○	○	△		30
後期高齢者医療	○	○	○		32
自立支援医療(更生医療) ★	△	△	△	△	33
自立支援医療(育成医療) ★	△	△	△	△	33
補装具費の支給 ★	○	○	○	○	35
日常生活用具の給付 ★	○	○	○	○	36
図書等の宅配郵送サービス	△	△	△	△	46
寝具洗濯乾燥消毒サービス	△	△			47
緊急通報システム設置	△	△			47
福祉タクシー利用助成 ★	△				51
障がい福祉サービス ★	△	△	△	△	54
自動車運転教習費の助成 ★	○	○	○	○	59
駐車禁止除外指定車標章	△	△	△		59
パーキング・パーミット ★	○	○	○	△	61
生活福祉資金の貸付	○	○	○	○	64

〈表の見方〉★が書かれている施策は、佐賀市障がい福祉課で申請いただけます。

○印が書かれている場合は当該施策の対象となり、△印が書かれている場合は一部の方のみ対象となります。

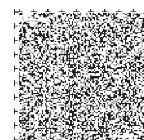


◎知的障がい程度別該当事業一覧表

施策の種類	A		B		ページ
	最重度	重 度	中 度	軽 度	
所得税・市県民税の控除	○	○	○	○	10
贈与税の非課税	○	○			10
相続税の控除	○	○	○	○	11
不動産取得税の減免	△	△	△	△	11
自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)・環境性能割の減免	△	△			12
JR運賃の割引	○	○	○	○	16
バス運賃の割引	○	○	○	○	17
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	18
航空運賃の割引	○	○	○	○	19
有料道路通行料の割引 ★	○	○			19
青い鳥郵便はがき	○	○			20
NHK放送受信料の免除 ★	△	△	△	△	21
NTT西日本ふれあい案内(無料番号案内)	○	○	○	○	22
携帯電話の使用料等の割引	○	○	○	○	22
有線テレビ加入分担金・月額料金の減免	△	△	△	△	23
障害基礎年金	○	○	△	△	24
障害厚生年金	△	△	△	△	24
障害児福祉手当 ★	△	△			25
特別障害者手当 ★	△				25
特別児童扶養手当 ★	△	△	△		28
心身障害児(者)扶養共済 ★	○	○	○	○	28
重度心身障害者医療費助成 ★	○	○	△		30
後期高齢者医療	○	○			32
日常生活用具の給付 ★	○	○			36
図書等の宅配郵送サービス	△	△	△	△	46
福祉サービス利用援助事業	○	○	○	○	48
成年後見制度	○	○	○	○	48
福祉タクシー利用助成 ★	△	△			51
障がい福祉サービス ★	△	△	△	△	54
自動車運転教習費の助成 ★	○	○	○	○	59
駐車禁止除外指定車標章	○	○			59
パーキング・パーミット ★	○	○			61
生活福祉資金の貸付	○	○	○	○	64
避難行動要支援者の支援制度	○	○			65

〈表の見方〉★が書かれている施策は、佐賀市障がい福祉課で申請いただけます。

○印が書かれている場合は当該施策の対象となり、△印が書かれている場合は一部の方のみ対象となります。

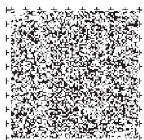


◎精神障がい程度別該当事業一覧表

施策の種類	1級	2級	3級	ページ
所得税・市県民税の控除	○	○	○	10
贈与税の非課税	○			10
相続税の控除	○	○	○	11
不動産取得税の減免	△	△	△	11
自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)・環境性能割の減免	△			12
JR運賃の割引	△	△	△	16
バス運賃の割引	○	○	○	17
タクシー運賃の割引	○	○	○	18
航空運賃の割引	△	△	△	19
NHK放送受信料の免除 ★	△	△	△	21
NTT西日本ふれあい案内(無料番号案内)	○	○	○	22
携帯電話の使用料等の割引	○	○	○	22
有線テレビ加入分担金・月額料金の減免	△	△	△	23
障害基礎年金	△	△	△	24
障害厚生年金	△	△	△	24
障害児福祉手当 ★	△			25
特別障害者手当 ★	△			25
特別児童扶養手当 ★	△	△		28
心身障害児(者)扶養共済 ★	△	△	△	28
重度心身障害者医療費助成 ★	○			30
後期高齢者医療	○	○		32
自立支援医療(精神通院) ★	△	△	△	33
福祉サービス利用援助事業	○	○	○	48
成年後見制度	○	○	○	48
福祉タクシー利用助成 ★	△	△		51
障がい福祉サービス ★	△	△	△	54
駐車禁止除外指定車標章	○			59
生活福祉資金の貸付	○	○	○	64
避難行動要支援者の支援制度	△	△		65

〈表の見方〉★が書かれている施策は、佐賀市障がい福祉課で申請いただけます。

○印が書かれている場合は当該施策の対象となり、△印が書かれている場合は一部の方のみ対象となります。



# 1. 相 談 窓 口

## ■佐賀地区障がい者基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務等を行うため、市が委託している事業所です。

住所 佐賀市兵庫南二丁目 16 番 38 号(長光園障害者総合相談センター内)

【8:30～17:30(土日、お盆、年末年始は電話でのみ対応)】

TEL 20-1488 FAX 27-1061 E-Mail sagakikan@blue.ocn.ne.jp

## ■佐賀地区障がい者総合相談窓口

障がい者等またはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や権利擁護のために必要な援助を行うため、市が委託している事業所です。

○長光園障害者支援センター【8:30～17:30(土日、お盆、年末年始を除く)】

住所 佐賀市兵庫南二丁目 16 番 38 号(長光園障害者総合相談センター内)

TEL 27-9828 FAX 27-1061 E-Mail sagamado@blue.ocn.ne.jp

○ぷらっと【10:00～19:00(第1・3・4土曜日、第2日曜日、年末年始を除く。また火曜日は17:00まで)】

住所 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号 ほほえみ館3F

TEL 34-4866 FAX 34-4867 E-Mail puratarou@nifty.com

○さくら【8:30～17:30(土日、祝日、お盆、年末年始を除く)】

住所 佐賀市神園三丁目 18 番 45 号

TEL 97-8016 FAX 32-3469 E-Mail sakura@koono.or.jp

## ■佐賀地区障がい者権利支援センター

障がい者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談に応じています。

障がい者が家族・施設等の職員に虐待されているのに気づいた人は、センターへの通報をお願いします。

住所 佐賀市兵庫南二丁目 16 番 38 号(長光園障害者総合相談センター内)

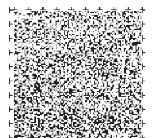
TEL 20-6929 FAX 27-1061 E-Mail kenrishien.saga@blue.ocn.ne.jp

## ■障がいを理由とする差別の解消に関する相談窓口

障がいを理由とする差別に関する障がい者、その家族及びその他の関係者からの相談等に対応するための窓口を設置しています。

○障がい福祉課 障がい総務係【8:30～17:00(土日、祝日、年末年始を除く)】

TEL 40-7251 FAX 40-7379



## ■佐賀市福祉事務所

- 障がい福祉課(9～13番窓口) TEL 40-7251・40-7255 FAX 40-7379

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児への福祉の総合的な窓口として、市民の相談に応じ、必要な助言や援助を行います。

- 高齢福祉課 長寿推進係(6～7番窓口) TEL 40-7253 FAX 40-7393

高齢者福祉に関する総合的な窓口として、相談に応じるとともに、高齢者の生活支援や生きがい活動等の支援を行います。

- 高齢福祉課 介護予防係(6～7番窓口) TEL 40-7256 FAX 40-7393

高齢者がいつまでも元気に暮らすことができるよう、介護予防等の支援を行います。

- 高齢福祉課 地域包括支援係(6～7番窓口) TEL 40-7284 FAX 40-7393

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となって、介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

- こども家庭課 家庭児童相談(58番窓口) TEL 40-7254 FAX 40-7268

相談員を配置し、家庭児童相談、女性相談、ひとり親家庭相談等の各種相談に応じるとともに、必要な助言、指導等を行います。

- 福祉まるごと相談窓口(14番窓口) TEL 40-7247 FAX 40-7393

福祉の問題を複数抱え、個人では整理できない場合や、どこに相談してよいか分からない場合の相談窓口です。相談支援包括化推進員が問題を整理し、関係する専門機関などと連携しながら、解決に向けたお手伝いをします。

## ■身体障害者相談員・知的障害者相談員

地域の相談員が、心身障がい者の更生援護に関する相談、指導、連絡を行います。

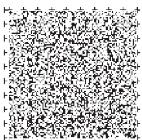
- ※相談員に関する問い合わせは 障がい福祉課(9～13番窓口) TEL 40-7251 FAX 40-7379

## ■民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された地域における相談・支援のボランティアです。障がい者や高齢者など、地域住民を見守り、住民の身近な相談相手や専門機関へのつなぎ役を担っています。相談された内容や個人の秘密は絶対に守ります。

- ※民生委員・児童委員に関する問い合わせは 福祉総務課(8番窓口)

TEL 40-7250 FAX 40-7393



## ■ひきこもりの状態にある方の支援に向けての相談窓口

- ・佐賀市に居住する40歳未満の方やそのご家族

佐賀市青少年センター 子ども・若者支援室(10:00～17:00(土日、祝日、年末年始を除く))

TEL 24-2333

- ・障がいのある方:障がい福祉課 生活支援一係・二係 TEL 40-7255 FAX 40-7379

- ・生活にお困りの方、さまざまな困りごとを抱えている方など

佐賀市生活自立支援センター(平日:10:00～18:00(土日・祝日・年末年始はお休み))

TEL 60-6209 FAX 60-6243

- ・ひきこもりに関するご相談

佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」(11:00～18:00(土日、祝日、年末年始を除く))

TEL 0954-27-7270 FAX 0954-27-7280

TEL 0952-97-8236(佐賀事務所)

## ■佐賀中部広域連合

住所 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商エビル5階 代表 TEL 40-1111 FAX 40-1165

介護保険の運営を行っています。介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と公費により、社会全体で高齢者の介護を支えようという制度です。

各窓口のご案内 ・保険料や保険証については……………40-1135 (業務課)

・介護認定については……………40-1132 (認定審査課)

・サービス利用や介護予防については……………40-1134 (給付課)

・その他の介護保険制度全般については……………0120-652-114(フリーダイヤル)

## ■佐賀市内おたっしや本舗(地域包括支援センター)

「地域包括支援センター」は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、いつまでもお元気で安心して過ごしていただけるように支援する、介護や福祉等に関する総合相談窓口です。

佐賀中部広域連合では、センターがより身近で親しみやすいものとなるよう愛称を公募し、「おたっしや本舗」という愛称に決定しました。お気軽にご相談ください。

○問い合わせ 高齢福祉課 地域包括支援係 TEL 40-7284 FAX 40-7393



**■佐賀市社会福祉協議会**

住所 佐賀市兵庫北三丁目8番36号 (ほほえみ館3階) TEL 32-6670 FAX 32-6665

社会福祉活動に関する相談に応じ、ボランティアの育成・活動支援、高齢者福祉等の推進、支援を行います。なお、各連絡所窓口でも受付ができます。

・北連絡所 TEL 64-0820 FAX 64-0821

・南連絡所 TEL 45-8022 FAX 34-7677

**■佐賀県総合福祉センター**

住所 佐賀市天祐一丁目8-5 TEL 26-1212・26-0845 FAX 23-4679

## ○中央児童相談所

18歳未満のこどもに関する様々な相談に応じる県立の機関です。こども本人、家族、学校や保育所・幼稚園の先生、地域の方などなたでも、自分のことでも他人のことでも相談できます。

## ○身体障害者更生相談所

市町が行っている各種障害福祉サービスの適切な実施のための支援を行うとともに、補装具、身体障害者手帳など身体障害者の福祉に関する相談に応じます。

## ○知的障害者更生相談所

療育手帳の判定を行うなど、原則として18歳以上の知的障害者の福祉に関する相談に応じます。

**■佐賀中部保健福祉事務所**

住所 佐賀市八丁畷町1-20 TEL 30-1321 FAX 33-4627

精神障がい者やその家族に対し、日常生活や医療の相談、社会復帰や就労の支援等を、面接相談や家庭訪問等により行います。

子どもの障がいや疾病の早期発見や健全育成のため、健康相談や訪問支援を行うとともに、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請の窓口となっています。

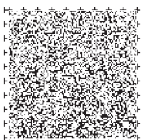
難病患者やその家族に対する療養生活の相談、特定医療費(指定難病)支給認定申請の窓口になっています。

**■佐賀県精神保健福祉センター**

住所 小城市小城町178-9 TEL 73-5060 FAX 73-3388

こころの健康に関する相談を幅広く受け、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関する相談、思春期に関する相談にも応じています。なお、来所相談は原則予約制になっています。

※電話受付時間 平日(9:00~16:45)



**■佐賀県立視覚障害者情報・交流センター あい さが**

住所 佐賀市天神一丁目4番16号 TEL 26-0153 FAX 25-5760

音声や点字の図書の製作・貸出を行っています。また、見えない・見えにくい方の日常生活や福祉サービスに関する相談窓口も設置されています。

**■佐賀県難病相談支援センター**

住所 佐賀市神野東2丁目6番10号 佐賀県駅北館2F TEL 97-9632 FAX 97-9634

難病に関する相談のほか、関係機関と連携した就労支援、交流会・患者会の活動支援、普及啓発活動などを行います。※月曜休館(火～日 9:00～18:00)

**■佐賀県高次脳機能障害者相談支援センターぷらむ**

住所 佐賀市高木瀬西3丁目3-16-1 TEL 60-2636

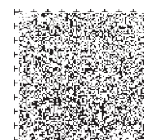
高次脳機能障害(疑いの方も含む)に関する日常生活、就労など福祉的相談及び心理面などの相談をお受けします。

※相談受付時間 火曜～土曜(9:30～17:00)、定休日:月曜・日曜・祝日

**■佐賀県医療的ケア児支援センター(医療的ケア児専門相談窓口)**

住所 佐賀市鍋島1丁目6-1あやねビル2F TEL 090-7884-0258 E-Mail [ikeahotline@icloud.com](mailto:ikeahotline@icloud.com)

在宅で生活する医療的ケア児の保護者などが在宅生活における困りごとや悩みごとを相談できる専門窓口です。※相談受付時間 月～金 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始除く)



## 2. 介護保険と障がい者福祉制度

障がい者が65歳以上である場合や40～64歳で「16種類の特定疾病」に該当する場合は、障がい福祉制度と介護保険制度と共通の福祉サービスは介護保険制度が優先して適用されます。したがって、ホームヘルプサービスやデイサービス、福祉用具の貸与等の2の表に掲げる在宅サービスについては、介護保険から給付されることになります。

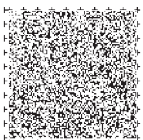
### 1. 対象者

種類	・40歳未満の方 ・40～64歳で16種類の特定疾病に該当しない方	・40～64歳で16種類の特定疾病のために介護等が必要な方	・65歳以上の方
介護保険サービス	利用できない。	障がい者福祉制度に優先して利用できる。	障がい者福祉制度に優先して利用できる。
障がい福祉サービス	利用できる。	介護保険にないサービスは利用できる。	介護保険にないサービスは利用できる。

※40歳から64歳のうち生活保護を受給されている方で医療保険に未加入の方は、介護保険制度の第2号被保険者に該当しないため介護保険サービスを利用することができません。

### 「16種類の特定疾病」

- ・がん(回復の見込みがない状態)
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



## 2. 障がい福祉制度と関係がある介護保険の在宅サービス

サービスの種類	サービス内容	障がい福祉制度との関係
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	生活援助・身体介護等	障がい福祉にも同じ内容のサービスはありますが、介護保険サービスの対象となる方は、原則として介護保険でサービスを受けていただくことになります。
訪問入浴介護	浴槽等を居宅に持ち込み入浴の介護を行う。	
通所介護(デイサービス)	施設に送迎し、入浴や機能訓練、食事等のサービスを行う。	
短期入所(ショートステイ)	施設に短期間受け入れ、入浴や排泄、食事等のサービスを行う。	
住宅改修	手すりの取り付け等、小規模な住宅改修への補助	
福祉用具貸与	日常生活を容易にするための福祉用具の貸与	介護保険サービスから受けられる品目は介護保険から受け、介護保険にない品目のみ、障がい福祉サービスから受けられます。
福祉用具購入	貸与になじまない福祉用具の購入への補助	

※介護保険サービスには、上記以外に訪問リハビリテーションなどの在宅サービスと施設サービス(介護老人福祉施設など)があります。

介護保険サービスを利用するには、認定申請をし、認定を受けた後、介護支援専門員(ケアマネジャー)にケアプランの作成を依頼し、サービスを利用することになります。

## 3. 申請窓口

○佐賀中部広域連合 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商ビル5階

認定審査課 TEL 40-1132 FAX 40-1165

○高齢福祉課 地域包括支援係(6~7番窓口)

TEL 40-7284 FAX 40-7393

## 4. 申請に必要なもの

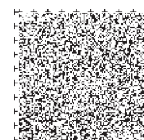
○65歳以上の方 ①介護保険被保険者証 ②マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

③本人確認できる書類(運転免許証・パスポートなど)

○40~64歳の方 ①健康保険証 ②マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

③本人確認できる書類(運転免許証・パスポートなど)

※本人確認できる書類は、個人番号通知カードを提示される場合に必要です。



## 3. 障害者手帳

### ■身体障害者手帳

窓口 障がい福祉課 障がい総務係（9～13番窓口） TEL 40-7251 FAX 40-7379

身体障害者手帳とは、手足などの肢体、視覚や聴覚、心臓、腎臓や呼吸器などに障がいのある方がいろいろな社会福祉サービスを受けるときに必要な手帳です。

#### 1. 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者診断書（指定医が記入したもの、様式は窓口にあります。）  
※作成日が3か月以内のものに限る。
- (2) 写真 1枚（タテ4cm、ヨコ3cm）
- (3) 印鑑（認印で可） ※新規申請のみ
- (4) 個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの）
- (5) 現在の身体障害者手帳（再交付申請の方（紛失を除く））

#### 2. 注意事項

- (1) 有効期限の3か月前から手続きができます。
- (2) 認定の可否をお知らせするまでには、2～3か月かかります。

### ■療育手帳

窓口 障がい福祉課 障がい総務係（9～13番窓口） TEL 40-7251 FAX 40-7379

療育手帳とは、知的障害者更生相談所又は児童相談所で知的障がいと判定された方に対して交付される手帳で、一貫した指導、相談や各種の福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。

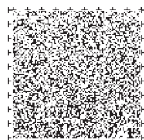
#### 1. 申請に必要なもの

- (1) 写真 1枚（タテ4cm、ヨコ3cm）
- (2) 母子手帳
- (3) 個人番号カードまたは個人番号通知カード
- (4) その他（18歳以上の方は学業成績証明など）

※申請時に保護者の方に1時間程度聞きとりを行います。事前に予約し、時間に余裕を持ってお越しください。

2. 判定 窓口で申請後、佐賀県総合福祉センターで判定を受けていただきます。

3. 注意事項 認定の可否をお知らせするまでには、3か月以上かかります。



## ■精神障害者保健福祉手帳

窓口 障がい福祉課 生活支援一係（9～13番窓口） TEL 40-7255 FAX 40-7379

精神障害者保健福祉手帳とは、一定の精神障がいの状態にあることを証するもので、精神障がい者の生活を支え、社会参加を手助けするためのものです。

※初診日から6か月以上経過してないと申請できません。

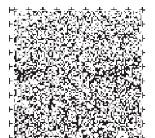
### 1. 申請に必要なもの

(1) 診断書で申請	①診断書～A3サイズ（所定の様式）※作成日が3か月以内のものに限る ②顔写真1枚（縦4センチ×横3センチ、1年以内に撮影したもの） ③印鑑（認印で可） ④個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの） ⑤精神障害者保健福祉手帳（新規申請の方を除く）
(2) 年金証書で申請	①年金証書（H9.1.1以降のもの） ※ 精神障がいを支給事由としているもの ②顔写真1枚（縦4センチ×横3センチ、1年以内に撮影したもの） ③印鑑（認印で可） ④個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの） ⑤精神障害者保健福祉手帳（新規申請の方を除く）
(3) 特別障害給付金受給資格者証等で申請	①特別障害給付金受給資格者証又は特別障害給付金支給決定通知書 ※ 精神障がいを支給事由としているもの ②顔写真1枚（縦4センチ×横3センチ、1年以内に撮影したもの） ③印鑑（認印で可） ④個人番号カード又は個人番号通知カード、身分証明書等（顔写真付のもの） ⑤精神障害者保健福祉手帳（新規申請の方を除く）

※写真については希望者のみ

### 2. 注意事項

- (1) 手帳の有効期間は2年です。
- (2) 有効期限の翌日から起算して3か月前から更新手続きができます。  
 (例) 有効期限が5月31日の場合、翌日の6月1日から起算して、3か月前の3月1日から更新手続きができます。
- (3) 認定の可否をお知らせするまでには、2～3か月かかります。



## 4. 税 の 軽 減

### ■所得税・市県民税の控除

納税者本人が障がい者であるとき又は同一生計配偶者や扶養親族が障がい者のときは、次表の区分による金額を所得金額から差し引くことができます。申告の際に、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。また、年末調整でも手続きができます。

区 分		控 除 額	
		所 得 税	市 県 民 税
		佐賀税務署 TEL 32-7511	市役所市民税課(本庁3階) TEL 40-7062 FAX 25-5408
納税者本人が 障がい者の場合	特別障害者の場合	400,000円	300,000円
	特別障害者以外の場合	270,000円	260,000円
同一生計配偶者 や扶養親族が障 がい者の場合	特別障害者の 場合	同居の場合	750,000円
		上記以外の場合	400,000円
	特別障害者以外の場合	270,000円	260,000円

(令和7年6月末現在)

※特別障害者

- ・身体障害者手帳に「1級」又は「2級」と記載されている方
- ・療育手帳に「A」と記載されている方(注)
- ・精神障害者保健福祉手帳に「1級」と記載されている方 など

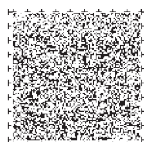
※同一生計配偶者：納税者本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下(所得税：令和元年分、市県民税：令和2年度分以前は38万円以下)の人

(注)手帳の名称及び障がいの程度の表現については自治体によって異なる場合があります。

### ■贈与税の非課税 窓口 佐賀税務署 TEL 32-7511

特定障がい者（特別障がい者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等）を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づいて金銭・有価証券などの財産が信託業務を営む銀行等に信託されたときは、その信託受益権の価額のうち 6,000万円（特定障がい者のうち特別障がい者以外の者は、3,000万円）までは非課税となります。

※この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託業務を営む銀行等を通じて税務署長に提出しなければなりません。



## ■相続税の控除 窓口 佐賀税務署 TEL 32-7511

障がい者が法定相続人に該当し、財産を相続した場合、障がいの程度及び年齢に応じて相続税が控除されます。

1. 対象者
  - 身体障害者手帳1～6級
  - 療育手帳A・B
  - 精神障害者保健福祉手帳1～3級 等
2. 控除額  $([85歳] - [相続人の年齢]) \times 10万円$  (特別障がい者は20万円)

## ■個人事業税の軽減 窓口 佐賀県税事務所 TEL 30-3168 FAX 30-4004

重度の視力障がい者（両眼での視力が0.06以下である者）が、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等医業に類する事業を営む場合は非課税となります。

## ■不動産取得税の減免 窓口 佐賀県税事務所 TEL 30-3168 FAX 30-4004

高齢者、障がい者、要介護者等の居住の安全性及び介助の容易性の向上のため、既存住宅の改修工事が行われ不動産取得税が課税された場合、申請により当該部分にかかる不動産取得税の減免が受けられます。

詳細は、佐賀県税事務所のホームページをご確認ください。→



## ■入湯税の課税免除

佐賀市にある鉱泉浴場に宿泊される方にかかる入湯税を、市内在住の身体等に障がいを有する方については課税免除しています。各施設の窓口で手帳を提示してください。

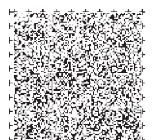
- 1 対象者
  - 身体障害者手帳 1～6級
  - 療育手帳A・B
  - 精神障害者保健福祉手帳1～3級 など

2 免除額 1人1泊につき 150円

3 対象施設一覧(50音順)

お宿夢千鳥	ONCRI	温泉民宿みみ	鶴霊泉
熊野の郷アマンディ	SAGA FURUYU CAMP	山水	つかさ旅館
東京家旅館	離れの宿山あかり	富士ピラ山華の正	古湯温泉扇屋
古湯源泉英龍温泉	ホテル龍登園	民宿幸屋	里庵
旅館清川	旅館杉乃家	旅館千曲荘	旅館大和屋

(令和7年6月末現在)



## ■自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)・環境性能割の減免

### 1. 減免申請窓口

軽自動車税(種別割)の減免	市役所 市民税課(本庁3階) TEL 40-7064 FAX 25-5408	申請期間 5/11~5/31
自動車税(種別割)の減免※1	佐賀県税事務所 TEL 30-3162 FAX 33-4628	※1参照
	佐賀県税事務所自動車税課(佐賀市若楠) TEL 30-1511 FAX 33-6349	登録時
環境性能割(自動車税・軽自動車税)の減免※2	佐賀県税事務所自動車税課(佐賀市若楠) TEL 30-1511 FAX 33-6349	登録時※3

※1 減免を受けようとする自動車が現在所有する自動車の場合と新たに購入(取得)する自動車の場合では、申請窓口及び申請時期が異なります。

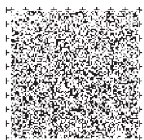
- 賦課期日(4月1日午前零時)現在、自動車を所有し、減免の要件を備えている場合…自動車税種別割納期限まで
- 4月1日以降、身体障害者手帳等の交付を受け、減免の要件を満たすこととなった場合(前記において申請がなかった場合を含む)…毎月末日まで(この場合は、申請の翌月以降分を限度額の月割額を上限として減免します。)

※2 型式、年式によっては、環境性能割がかからない場合があります。

※3 自動車税環境性能割については、申請期限後に申請されても減免を受けることができませんので、必ず自動車を登録されるときに減免の申請をしてください。

④

税  
の  
軽  
減



## 2. 対象者

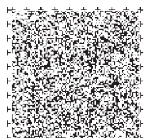
障がいの区分		本人運転	家族運転 常時介護者運転
視覚障がい		1級～3級及び4級の1	1級～3級及び4級の1
聴覚障がい		2級～3級	2級～3級
平衡機能障がい		3級	3級
音声機能障がい(注2)		3級(喉頭摘出者に限る)	—
上肢不自由		1級～2級	1級～2級の1～2(注1)
下肢不自由		1級～6級	1級～2級及び3級の1(注1)
体幹不自由		1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級～2級 (一上肢のみの場合を除く)	1級～2級 (一上肢のみの場合を除く)
	移動機能	1級～6級	1級～3級 (一下肢のみの場合を除く)
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸機能障がい		1級及び3級～4級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能障がい		1級～4級	1級～3級
知的障がい		療育手帳A	療育手帳A
精神障がい		1級	1級

※複合障がいにより身体障害者手帳の等級が上がっている場合は、個々の障がいの等級で判定します。

ただし、注1の複合障がいの場合は、複合の等級で判定します。

(注1)上肢不自由と下肢不自由の複合障がいで、一上肢上腕1/2以上欠損(2級の3)又は一上肢機能全廃(2級の4)と一下肢大腿1/2以上欠損(3級の2)又は一下肢機能全廃(3級の3)の複合障がいにより身体障害者手帳の等級が1級の場合は、家族運転、常時介護者運転に該当します。

(注2)言語機能障害及びそしゃく機能障がいは含みません。



## ◎軽自動車税(種別割)の減免

### 1. 対象となる軽自動車等(障がい者1人につき1台)

- ・身体障害者手帳等をお持ちの方のために使用されている軽自動車等が対象です。
- ・自動車税(種別割)の減免を受けている方又は福祉タクシー利用助成券の交付を受けている方は対象外です。
- ・車検証に「営業用」と記載されている車両又はリース車は対象外です。
- ・名義や運転者などの状況は賦課期日(4月1日)時点で判断します。

区 分	軽自動車の名義	運 転 者
本人運転	身体障がい者等本人 身体障がい者等と生計を一にする親族 (注2、3)	身体障がい者等本人
家族運転		身体障がい者等と生計を一にする親族(注2、3)
常時介護者運転(注1)		身体障がい者等を常時介護する方

注1 障がいのある方のみで構成される世帯又は単身世帯のみが対象となります。

注2 佐賀県パートナーシップ宣誓制度に基づき宣誓したパートナーを含みます。

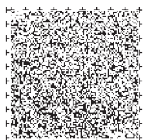
注3 軽自動車の名義人又は運転者が身体障がい者等と住民票同一世帯でない場合は、生計を一にしていることが確認できる書類(扶養関係であることがわかる税の申告書、資格確認書等)が必要です。

### 2. 必要書類等

- (1) 軽自動車税(種別割)納税通知書(原本)(納付前のもの)
- (2) 身体障害者手帳等(原本)
- (3) 運転者の運転免許証(写し可)
- (4) 名義人の個人番号カードなどマイナンバーがわかる書類
- (5) 委任状(名義人以外の方が申請される場合のみ)

### 3. 減免する額

年税額全額が減免されます。



## ◎自動車税(種別割)・環境性能割(自動車税・軽自動車税)の減免

### 1. 自動車の名義人等の要件

区 分		自動車の名義	運 転 者
本人 運 転	本人所有本人運転	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人
	家族所有本人運転	身体障がい者等と生計を一にする方	
家 族 運 転	本人所有家族運転	身体障がい者等本人	身体障がい者等と生計を一にする方
	家族所有家族運転	身体障がい者等と生計を一にする方	
常時介護者運転		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障がい者等本人</li> <li>・ 身体障がい者等本人と生計を一にする方 (身体障がい者等に限る。)</li> </ul>	身体障がい者等を常時介護する方

### 2. 提示書類等

(1) 身体障害者手帳等(原本)

(2) 運転免許証(写し可) ※表裏を写したもの

(3) 自動車検査証(写し可) ※新規登録の場合は不要

※ 電子車検証の場合は自動車検査記録事項(写し可)が必要

※ 常時介護者運転の場合は、次の書類も必要です。

① 住民票謄本等

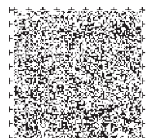
② 誓約書

※ 既に減免を受けている方が買い替えの理由で減免する自動車を切り替える場合には、上記記載の書類等のほかに、次の書類等が別途必要となります。

ア 自動車を抹消したとき…減免の適用を受けていた自動車の抹消登録証明書等

### 3. 減免する額

自動車税 種別割	<p>45,000円を上限として減免します。 ただし、グリーン化税制による重課対象車の場合は、51,700円(バス・トラックは49,500円)を上限として減免します。(H27年4月～)</p> <p>なお、月割で課される自動車税種別割を減免する場合や、年税額を月割で減免する場合は、この限度額も月割となります。 ※上限額を超える差額は納税する必要があります。</p>
自動車税 環境性能割	<p>課税標準額250万円にかかる税額を上限として減免します。 ただし、課税標準額については、身体障がい者等が使用するために構造変更に必要な経費(改造費)は全額除外します。 ※上限額を超える差額は納税する必要があります。</p>



## 5. 運賃・料金の割引サービス

### ■ JR運賃の割引

#### 窓口 JRの窓口

#### 1. 対象者・割引率

対象者	割引対象者	適用乗車券	割引率	備考
第一種身体障害者 第一種知的障害者 第一種精神障害者	単独で利用	普通乗車券	5割	片道100kmをこえて乗車する場合のみ
	介護者と共に利用	普通乗車券 定期乗車券 普通回数乗車券 普通急行券	本人・ 介護者 とも5割	距離制限なし ※介護者の割引は1人分のみ ※小児定期の割引なし
第二種身体障害者 第二種知的障害者 第二種精神障害者	単独で利用	普通乗車券	5割	片道100kmをこえて乗車する場合のみ
	介護者と共に利用	定期乗車券	介護者 のみ5割	12歳未満の障がい者が介護者と同 一区間を利用する場合のみ ※介護者の割引は1人分のみ ※小児定期の割引なし

※精神障害の方は、顔写真が貼付された手帳が必要です。

※割引率の詳細については、JRにお問い合わせください。

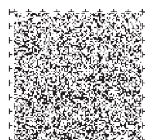
#### 2. 割引方法

乗車前にJRの窓口で手帳を呈示して割引乗車券を購入してください。

大人の介護者とともに乗車する第一種身体障害者又は第一種知的障害者の大人の方は、片道の営業キロが100kmまでの普通片道乗車券を近距離用自動券売機の小児用で買うことができます。なお、改札や乗車券提示の際には手帳も必ず提示してください。（自動改札機の設置してある駅は、有人通路をってください。）

⑤

運賃・料金の割引サービス



## ■バス運賃の割引

バス会社の協力によって運賃が割引かれます。

### 1. 対象者・割引率

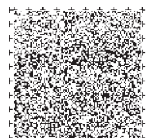
事業者名	対象者	区分	割引率		備考
			普通運賃	定期運賃	
佐賀市営バス (TEL0952-23-3155) 祐徳自動車(株) (TEL0954-63-3201)	身体障害者手帳(第一種)(第二種)	本人及び介護者	5割引	3割引	
	療育手帳(A)(B)				
	精神障害者保健福祉手帳(一～三級)				
昭和自動車(株) (TEL0955-74-1114)	身体障害者手帳(第一種)(第二種)	本人及び介護者	5割引	3割引	
	療育手帳(A)(B)				
	精神障害者保健福祉手帳(一～三級)				
西鉄バス佐賀(株) (TEL0952-31-8385)	身体障害者手帳(第一種)、療育手帳(A) 精神障害者保健福祉手帳(一級)	本人及び介護者	5割引	5割引	※高速バス 本人:5割引 介護者:5割引 (介護者は一種のみ)
	身体障害者手帳(第二種)、療育手帳(B) 精神障害者保健福祉手帳(二～三級)	本人のみ	5割引	5割引	
西肥自動車(株) (TEL0955-22-3171)	身体障害者手帳(第一種)、療育手帳(A) 精神障害者保健福祉手帳(一級)	本人及び介護者	5割引	3割引	
	身体障害者手帳(第二種)、療育手帳(B) 精神障害者保健福祉手帳(二～三級)	本人のみ	5割引	3割引	
JR九州バス(株) (TEL0954-43-0079)	身体障害者手帳(第一種)(第二種)	本人及び介護者	5割引	3割引	
	療育手帳(A)(B)				
	精神障害者保健福祉手帳(一～二級)				
	精神障害者保健福祉手帳(三級)	本人のみ	5割引	3割引	

※上記のほか、県外で利用される場合等は、各バス会社へお尋ねください。

### 2. 割引方法

料金を支払う際に手帳を提示してください。

自動券売機で切符を購入する場合は5割引きの切符を購入し、降車時に手帳を提示してください。



## ■交通系ICカード(nimoca)

事前に各交通機関の窓口で身体障害者手帳もしくは療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をご提示の上、お申し込みいただくと、障がい者用カード(nimoca)を発行します。

バス等の乗降時に障がい者用カード(nimoca)をタッチするだけで、運賃が自動的に割引されます。

### 1. 取扱窓口

佐賀駅バスセンター及び佐賀市営バス・祐徳バス・昭和バス・西鉄バス佐賀の各営業所など

### 2. 対象区域

佐賀市営バス・祐徳バス・昭和バス・西鉄バス佐賀など

※障がい者用カード(nimoca)はnimocaエリアのみ利用できます。JRなどの全国相互利用エリアではご利用いただけません。

### 3. 注意事項

※お一人様1枚のみ発行します。記名人ご本人のみご利用可能です。

※同伴者の方の運賃清算を行う場合は乗務員や係員にお申し出ください。手帳の提示が必要な場合がございます。

※購入方法など取り扱いが事業者によって異なる場合があります。詳しくはご利用先の事業者にお問い合わせください。

※カードには有効期限があります。有効期限は次回の誕生日までです。(初回は2回目の誕生日。)

## ■タクシー運賃の割引

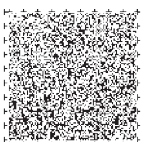
窓口 各タクシー会社

### 1. 対象者・割引率

タクシー会社の負担により身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対して料金の10%が割引されます。(端数は切り上げます。)

2. 対象区域 一部のタクシー会社を除き、佐賀県全域のタクシーを利用できます。

3. 割引方法 乗車の際、運転手に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。



## ■航空運賃の割引

### 窓口 各航空会社

航空会社の協力によって、日本国内線の運賃が割引かれます。

障害手帳区分	対象者	割引率
身体障害者手帳	本人及び介護者	各航空会社又は、航空券販売窓口にお尋ねください。
療育手帳(知的障害者手帳)		
精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)		

※手帳をお持ちのご本人が小児（3歳～11歳）で、他の運賃をご利用の場合でも、介護者の方は当運賃をご利用いただけます。

※手帳をお持ちのご本人が座席を使用しない幼児（2歳以下）の場合は、介護者の方は当運賃をご利用いただけません。

※精神障害者保健福祉手帳の有効期間がご搭乗日当日に満了している場合は、当運賃をご利用いただけません。

## ■有料道路通行料金の割引

問い合わせ先 NEXCO西日本 045-477-1233

事前申請をすることで、有料道路の通行料金の割引を受けることができます。

詳細は、NEXCO西日本ホームページでご確認ください。→



### 1. 申請手続き

ETC利用者は、オンライン申請(新規・変更・更新)が便利です。

※下記の必要書類①～⑤に加え、

マイナンバーカードとマイナポータルアプリが必要です。→



※障がい福祉課(9～13番窓口)でも申請できます。

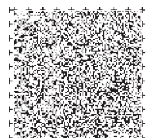
○申請に必要なもの(全て原本)

〈料金所での手帳及びシールの提示による割引〉	〈ETCによるノンストップ走行での割引〉 ※自動車の事前登録が必要
①身体障害者手帳又は療育手帳 ②運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合で新規申請のみ)	左記の①・②に加えて、 ③自動車検査証又は軽自動車届出済証 ④本人名義のETCカード(未成年は親権者又は法定後見人名義のカードも可) ⑤ETC車載器セットアップ申込書又は証明書

※事前登録できる車は、障がい者1人につき1台のみで、本人又は本人の親族等が所有する車に限ります。

※介護運転(本人同乗)の場合は、常時介護者の自動車も登録できます。

※変更申請又は更新申請で、登録情報に変更がない場合は、④と⑤は省略可能です。



## 2. 対象者・割引率

	本人運転のみ	介護運転(本人同乗)
対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている方	・第1種身体障害者 ・第1種知的障害者(療育手帳A1・A2)
対象となる自動車	本人又はその家族が所有する自動車、親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検・修理時の代車、タクシー(第1種障害者のみ)、福祉有償運送車両(第1種障害者のみ)、125cc以上の二輪自動車等。ただし、営業用の自動車、軽トラック等を除く。	
割 引 率	5割以下(端数が生じる場合は、支払額を10円単位で切り上げ)	

## 3. 割引有効期間

申請の種類	割引有効期間
新規・変更	申請した日からその後の2回目の誕生日まで。
更新(割引有効期限の2か月前から前日まで申請可能)	申請した日からその後の3回目の誕生日(最長2年2か月)まで。

※この間に、再認定又は再判定を迎える場合、又は18歳の誕生日を迎える場合(E T C利用者で、カードの名義が本人以外の場合)は、その日まで。

## 4. その他注意事項

- (1) 事前登録した車、車載器、E T Cカード等に変更が生じた場合には、変更の手続きをしてください。
- (2) 事前登録した車以外の車で通行された場合は、料金所でシールを貼付した手帳を提示してください。
- (3) 点検や工事、通信エラー等でE T Cレーンが利用できない場合は、手帳の提示が必要となりますので、E T C利用の有無に関わらず、必ず手帳を携行してください。

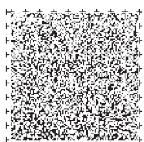
### ■青い鳥郵便はがきの無償配布

#### 窓口 最寄りの郵便局

対象となる方で希望される方に通常はがきを無償で配布します。

※2026年度の実施については、日本郵便ホームページまたは郵便局でご確認ください。

1. 対 象 者 身体障害者手帳の1・2級、又は療育手帳A(又は1度、2度)の表記がある方
2. 受 付 局 全ての郵便局
3. 配布枚数及び券種 お一人につき、次の中からいずれか一券種を20枚  
・通常はがき(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り)
4. お申し出方法 最寄りの郵便局の窓口<sup>①</sup>に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、「青い鳥郵便局葉書配布申込書」に必要事項を記入し、提出してください。  
(代理人による提出も可能)



## ■NHK放送受信料の免除

問い合わせ先

NHKふれあいセンター TEL0570-077-077 午前9時～午後6時(土・日・祝日も受付)

NHK営業サービス株式会社福岡事業所

TEL092-724-2801 午前10時～午後5時30分(土・日・祝日は除く)

### 1. 対象者・適用条件

	対象	適用条件
全額免除	市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合

	対象	適用条件
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

### 2. 手続き方法

①免除申請書に必要事項を記入してください。申請書は市役所の窓口にあります。

窓口 障がい福祉課

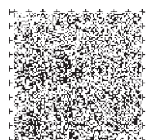
②窓口で免除申請書を提出し、免除事由の証明(確認)を受けてください。

③証明を受けた申請書は、市役所からNHKへ郵送いたします。NHKへ直接申請も出来ます。詳細はNHKまでお問い合わせください。

### 3. 免除決定後にNHKから申請者へ通知があります。

⑤

運賃・料金の割引サービス



## ■NTT西日本ふれあい案内(無料番号案内)

目や上肢等の不自由な方、知的障がい、精神障がいのある方等、電話帳の利用が困難な方が事前に登録することでNTT104(番号案内)が無料でご利用できます。※NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、104をダイヤルした場合が対象となります。

### 1. 申込方法

お申し込み、お問い合わせは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。(代理の方でも可)

TEL：0120-104174 FAX：0120-104134 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間：午前9時から午後5時(土曜・日曜・祝日及び年末年始(12/29から1/3))を除く

※FAXによるお問い合わせに関する注意事項

- ・お客様のお名前と連絡先FAX番号を記載し、送信してください。

### 2. 対象者

	区 分	等 級
身体障害者手帳	視覚障がい者	1～6級
	肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1、2級
	聴覚障がい	2級、3級、4級、6級
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級
戦傷病者手帳	視力の障がい	特別項症～第6項症
	上肢の障がい	特別項症～第2項症
	聴覚障がい	第2項症、第4項症
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症
療育手帳(愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります)		手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳		手帳所持者

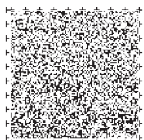
## ■携帯電話の使用料等の割引

### 窓口 各携帯電話会社

障がいがある方が使用される携帯電話の利用料等が割引されます。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳および特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている方
- 割引内容等 携帯電話会社により異なります。ご使用の携帯電話会社にお問い合わせください。

※携帯電話会社によっては、割引サービスのない会社もございます。



## ■有線テレビ加入分担金・月額料金の減免

富士町、三瀬村及び大和町の一部(松瀬, 梅野, 名尾, 八反原等)で佐賀市有線テレビを視聴されている方に対する減免制度です。※ふんぶんテレビの料金に対する減免制度ではありません。

1. 減免手続 手帳等を持参のうえ、下記の窓口にて申請書を提出してください。

### 2. 減免申請窓口

富士支所 総務・地域振興グループ	TEL 58-2111
三瀬支所 総務・地域振興グループ	TEL 56-2111
大和支所 総務・地域振興グループ	TEL 62-1111
大財別館 1階 地域政策課	TEL 40-7210

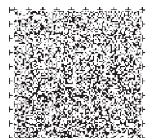
### 3. 減免対象及び減免後の徴収金額

減免対象	減免後の徴収金額	
	加入分担金	月額料金
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかを所有する方がいる世帯でかつ世帯全員が市町村民税非課税の世帯	0円	300円
身体障害者手帳を所有する視覚障がい者、聴覚障がい者又は重度障がい者の方が世帯主である世帯	25,000円	930円

※減免対象であっても加入分担金のうち5万円を超える部分は減免されません。

⑤

運賃・料金の割引サービス



## 【注意】

手帳と年金の認定基準は違います。  
 ※障がいごとの「程度別該当事業一覧」  
 をご参照ください。

## 6. 年金・手当等

### ■障害年金

#### 1. 障害基礎年金（国民年金） 窓口 本庁保険年金課 国民年金係（20～21番窓口）

TEL 40-7275 FAX 40-7390

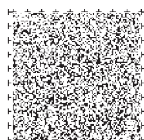
受給条件	<p>国民年金に加入中及び20歳前または、60歳以上65歳未満の間に病気やけがで障がいが残ったときは、初めて医師にかかった日（初診日）の前日において、次のいずれかの要件を満たしたときに支給されます。</p> <p>(1) 初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間（免除期間を含む）が加入期間の2/3以上あること。</p> <p>(2) 初診日の属する月の前々月までの直近1年間は保険料未納期間がないこと。</p> <p>（この受給要件は令和8年3月31日までです。）</p> <p>※20歳前に初診日がある場合には、20歳の誕生日（障害認定日が20歳以後のときには障害認定日）の翌月から障害基礎年金が支給されます。</p>
障がいの認定	<p>障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日、または、1年6ヶ月を経過しなくても症状が固定した日）において、障がいの程度が法令で定められた障害等級（1級・2級）によって障がいの状態に該当したと認定されたとき支給されます。</p> <p>（※身体障害者手帳の等級とは異なります。）</p>
支給限度	<p>所得制限なし。ただし、20歳未満の初診日による障害年金受給者は、本人の所得による制限があります。</p>
年金額 ※令和7年度	<p>1級障害（年額）1,039,625円【昭和31年4月1日以前に生まれた方は（年額）1,036,625円】</p> <p>2級障害（年額）831,700円【昭和31年4月1日以前に生まれた方は（年額）829,300円】</p>

#### 2. 障害基礎年金以外の障害年金（1級・2級・3級があります）

種類	対象者	担当窓口	電話番号
障害厚生年金	厚生年金加入期間中に初診日がある方	日本年金機構 佐賀年金事務所	31-4191(代表)

⑥

年金・手当等



## ■障害児福祉手当・特別障害者手当

窓口 障がい福祉課 障がい総務係（9～13番窓口） TEL 40-7251 FAX 40-7379

### 1. 対象者・支給額

種 類	対 象 者	支給額 (R7.4.1現在)
障害児福祉手当	重度の障がい <sup>1</sup> を有する <u>20歳未満</u> の児童で、別表1に該当する児童	月額16,100円
特別障害者手当	最重度の障がい <sup>2</sup> を有する <u>20歳以上</u> の方で、次のいずれかに該当する方 ○別表2のの障がい <sup>3</sup> が2つ以上(重複障がい) ○別表2の障がい <sup>4</sup> が1つと次表の障がい <sup>5</sup> が2つ以上(重複障がい) ○別表2の3～5の障がい <sup>6</sup> が1つと日常生活動作(タオルを絞る・座る・階段の昇降等)がきわめて困難 ○別表2の6の障がい <sup>7</sup> で絶対安静(寝たきり)の状態 ○別表2の7の障がい <sup>8</sup> (知的障がい含む)で日常生活全般において常時全面的な介護が必要	月額29,590円

※ 手当の月額、物価変動等の要因により改定される場合があります。

### 2. 支給制限

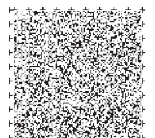
- 所得による制限（本人・配偶者・扶養義務者）
- 施設入所による制限
- 長期入院（3か月以上）による制限（特別障害者手当のみ）

3. 支給開始 申請した日の属する月の翌月分から支給されます。

4. 支給方法 2月・5月・8月・11月に前月までの分を指定口座へ振込みます。

### 5. 申請に必要なもの

- (1) 診断書（身体障がいについては指定医が記入した所定の様式）※診断書作成から2ヵ月以内のもの
- (2) 預金通帳（本人名義）
- (3) 個人番号カード又は個人番号通知カード  
（本人及び18歳以上の同一世帯の親族の分）
- (4) 年金振込通帳、年金改定通知書など、年金額がわかるもの  
※障害年金、遺族年金、老齢年金等を受給されている方のみ
- (5) 身体障害者手帳又は療育手帳



## 障害児福祉手当認定基準表

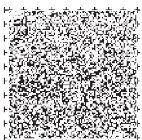
### 別表第1

1. 両眼の視力が、それぞれ0.02以下のもの
  2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
  3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
  4. 両上肢のすべての指を欠くもの
  5. 両下肢の用を全く廃したもの
  6. 両大腿を2分の1以上失ったもの
  7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
  8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内部障がい）
  9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考）視力の測定は、ゴールドマン型視野計のほか、自動視野計を用いて測定する。

## 特別障害者手当認定基準表

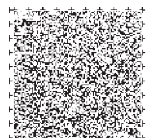
### 別表第2

1. 両眼の視力が、それぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
  3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
  5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
  6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内部障がい）
  7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考）視力の測定は、ゴールドマン型視野計のほか、自動視野計を用いて測定する。



(次表)

1. 両眼の視力が、それぞれ0.07以下のもの、又は一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4. そしゃく機能を失ったもの
5. 音声又は言語機能を失ったもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8. 一下肢の機能を全廃したものの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの



## ■特別児童扶養手当

窓口 障がい福祉課 障がい総務係(9～13番窓口) TEL 40-7251 FAX 40-7379

### 1. 対象者

中度以上の障がいを有する(日常生活に支障のある肢体・視力・聴力不自由、内部疾患、精神疾患等) 20歳未満の児童を養育している方

### 2. 支給制限

- 所得(本人・配偶者・扶養義務者)による制限
- 施設入所(養育している児童)による制限
- 障がいの状態について、手当の支給要件に該当するかの審査があります。

### 3. 支給額 (R7.4.1現在)

- 1級 月額 56,800円
- 2級 月額 37,830円

※ 手当の月額は、物価変動等の要因により改定される場合があります。

### 4. 支給方法 4月・8月・11月に前月までの分を指定口座へ振込みます。(11月のみ当月までの分を振込みます)

## ■心身障害児(者)扶養共済制度

窓口 障がい福祉課 生活支援二係(9～13番窓口) TEL 40-7255 FAX 40-7379

心身障がい児(者)の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がい者となった場合に、残された障がい者に対して終身一定額の年金が支給されます。

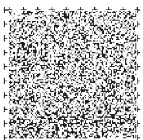
### 1. 心身障がい児(者)の範囲

- 知的障がい児(者)
- 身体障がい児(者) …身体障害者手帳1～3級
- 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、上記と同程度の障がいと認められる方(要診断書)

### 2. 加入資格(加入できる保護者)

心身障がい児(者)を扶養している保護者(父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母その他親族等)であって、次のすべての要件を満たしているもの。

- (1) 住所が県内にあること
- (2) 年齢が65歳未満であること
- (3) 特別な疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること



### 3. 保険料(掛金)及び年金額

○新規加入者掛金(月額)

※心身障がい児(者)一人につき2口まで加入できます。

加入時の年齢区分	掛金額
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満の方	11,400円
40歳以上45歳未満の方	14,300円
45歳以上50歳未満の方	17,300円
50歳以上55歳未満の方	18,800円
55歳以上60歳未満の方	20,700円
60歳以上65歳未満の方	23,300円

○年金額

- (1) 1口かけた場合 月額2万円  
 (2) 2口かけた場合 月額4万円

### 4. 弔慰金

加入者の生存中に障がいのある方がお亡くなりになられた時は、加入期間に応じて、加入者に弔慰金が支給されます。

加入期間	金額(1口あたり)
1年以上5年未満	50,000円
5年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

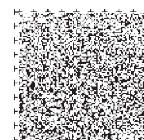
### 5. 脱退一時金

加入期間	金額(1口あたり)
5年以上10年未満	75,000円
10年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

※3～5の金額については、平成20年4月1日以降に加入した場合のものです。それ以前に加入された方については、お問い合わせください。

### 6. 払込み期間

加入者が65歳に達し、かつ払込み開始より20年間納めるまでの期間



## 7. 医療の給付等

### ■重度心身障害者医療費助成

窓口 障がい福祉課 障がい総務係(9～13番窓口) TEL 40-7251 FAX 40-7379

#### 1. 対象者

- 身体障害者手帳 1級・2級
- 知的障がい 療育手帳A判定
- 精神障害者保健福祉手帳 1級
- 身体障害者手帳3級かつ知的障害者更生相談所等の判定した知能指数が50以下

#### 2. 助成額

健康保険の適用される医療費(高額療養費、付加給付金等を除く)

※健康保険が適用されないもの、入院時食事代、差額ベッド代、介護保険で受けたサービスの自己負担分等は助成の対象となりません。

※精神病床の入院費は対象外(精神障害者保健福祉手帳1級のみでの資格認定を受けている方)。

※一人ひと月500円の医療費の自己負担が必要です。

#### 3. 支給制限 所得(本人・配偶者・扶養義務者)による制限があります。

#### 4. 資格登録の申請に必要なもの

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ② 加入医療保険の記号及び番号が分かるもの
- ③ 預金通帳(本人名義)
- ④ 印鑑(認印で可)

※個人番号の分かるものが必要な場合もあります。詳細については、お問い合わせください。

#### 5. 資格登録内容の変更 登録内容に変更がある場合、届出が必要です。

#### 6. 医療費助成の申請について

(1) 提出方法(受診の翌月以降から申請受付)

- ① 領収書を申請書裏側に、のり付けして、申請する方法(※領収書は原本を提出)

※助成申請書は「受診月」「病院・薬局」ごとに分け、さらに「入院・外来・歯科・調剤」を別にそれぞれ作成してください。

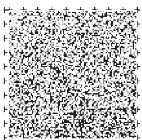
- ② 医療機関の証明を受けて、申請する方法

※申請書の表側の医療機関記入欄に、ひと月分の医療費の証明を受けてください。

(2) 受付締切 毎月20日(以降の提出は翌月受付分となります) ※受付締切日必着。

(3) 助成申請可能期間 診療月から1年以内。

例: 令和7年4月診療分は、令和8年4月末まで助成申請可能(申請は期限日必着。)



## ■特定医療費(指定難病)医療費助成制度

窓口 佐賀中部保健福祉事務所 難病対策担当 TEL 30-1673 FAX 33-4627

難病指定医療機関で行われた指定難病(341疾病)及びその疾患に付随して発現する傷病への健康保険の適用となる医療について、自己負担分の一部助成を受けることができます。

※認定された場合の始期は、「重症度分類を満たしていることを診断した日」等からとなります。

※指定難病名(341疾病)については、保健福祉事務所にお問い合わせください。

## ■小児慢性特定疾病医療費助成制度

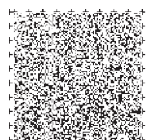
窓口 佐賀中部保健福祉事務所 母子保健福祉担当 TEL 30-2183 FAX 33-4627

長期にわたる療養が必要な対象疾患について、その入院や通院、訪問看護にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。

1. 対象者 18歳未満の児童(20歳まで延長可)
2. 対象疾患(対象疾患ごとに認定基準があります。)(16疾患群・788疾病)

- ①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病
- ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患
- ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患群 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患

※支給認定の始期は、「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日」等からとなります。



## ■後期高齢者医療

窓口 保険年金課 後期高齢者医療係(18～19番窓口) TEL 40-7274 FAX 40-7390

### 1. 後期高齢者医療の対象となる人

佐賀市内に住所がある75歳以上の方あるいは、65歳～74歳で一定の障がいがあり、申請により広域連合の認定を受けた方です。

一定の障がいとは、次のいずれかに該当する障がいです。

#### (1) 身体障害者手帳1～3級及び4級の一部

4級の一部とは、身体障害者手帳の障害名欄に①～④のいずれかの障がい記入されている方です。

- ① 音声機能又は言語機能の著しい障がい
- ② 両下肢(両足)のすべての指を欠く
- ③ 一下肢(片足)の下腿(膝から下)1/2以上を欠く
- ④ 一下肢(片足)の機能の著しい障がい

#### (2) 療育手帳A(重度)

#### (3) 国民年金法等の障害年金1級・2級

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級

### 2. 障がい認定による加入申請に必要なもの

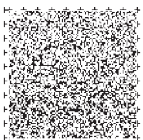
- (1) 来庁する方の本人確認ができるもの(写真付)及び認印
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書等
- (3) 現在ご加入の健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか

### 3. 医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合

一般の方・低所得の方	1割
一定以上の所得がある一般の方	2割
現役並みの所得がある方	3割

⑦

医療



## ■自立支援医療

### 【更生医療】

窓口 障がい福祉課 障がい総務係（9～13番窓口） TEL 40-7251 FAX 40-7379

身体障害者手帳に記載されている障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、あるいは障がいの進行を防ぐことが可能な場合（心臓手術、関節手術、血液透析など）に、医療の給付を受けることができます。ただし、指定自立支援医療機関（更生医療）でしか受けることができません。

#### 1. 対象者

18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けている方

#### 2. 費用

原則1割負担となります。

ただし、世帯の所得等に応じて、ひと月当たりの上限額が設けられます（P70参照）

※入院時の食費（標準負担額）については自己負担となります。

#### 3. 申請に必要なもの

(1) 更生医療意見書（所定の様式）

(2) 印鑑（認印で可）

(3) 身体障害者手帳

(4) 加入医療保険の記号及び番号がわかるもの

(5) 年金改定通知書・年金振込通帳など年金額がわかるもの

※障害年金、遺族年金、老齢年金等を受給されている方は必要です。

(6) 特定疾病療養受療証の写し（透析の方のみ）

(7) 個人番号カード又は個人番号通知カード（受診者と同じ保険に加入している方すべて）

### 【育成医療】

窓口 障がい福祉課 障がい総務係（9～13番窓口） TEL 40-7251 FAX 40-7379

身体に障がいを有するか、現在の状態をそのままにすると将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童に対し、手術等の医療費を助成する制度です。

#### 1. 対象者

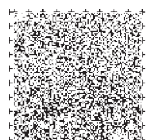
身体に障がいを有するか、現在の状態をそのままにすると将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童

#### 2. 費用

原則1割負担となります。

ただし、世帯の所得等に応じて、ひと月当たりの上限額が設けられます。（P70参照）

※入院時の食事（標準負担額）については、自己負担となります。



### 3. 申請に必要なもの

- (1) 育成医療意見書（所定の様式）
- (2) 印鑑（認印で可）
- (3) 加入医療保険の記号及び番号がわかるもの  
（佐賀市以外の国民健康保険の場合は、同一保険加入者世帯全員分）
- (4) 生活保護証明書（該当者のみ）
- (5) 個人番号カード又は個人番号通知カード（同一保険加入者分）

#### 【精神通院医療】

窓口 障がい福祉課 生活支援一係（9～13番窓口） TEL 40-7255 FAX 40-7379

病院、診療所において、精神疾患の医療を受ける場合、医療費の90%を医療保険と公費で負担する制度です。

#### 1. 対象者

精神疾患の治療のため通院されている方。

※入院医療は対象になりません。

#### 2. 費用

原則1割負担となります。

ただし、世帯の所得等に応じて、ひと月当たりの上限額が設けられます（P70参照）

### 3. 申請に必要なもの

- (1) 診断書～A3サイズ（所定の様式。原則2年に1度） ※作成日が3か月以内のものに限る
- (2) 印鑑（認印で可）
- (3) 加入医療保険の記号及び番号が分かるもの  
（佐賀市以外の国民健康保険の場合は、同一保険加入者世帯全員分）
- (4) 年金改定通知書・年金振込通帳など年金額がわかるもの  
※障害年金、遺族年金等を受給されている方は必要です。
- (5) 個人番号カード又は個人番号通知カード（同一保険加入者分）
- (6) 現在の受給者証（再認定の方）

